

## 令和7年度七戸町移住支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 七戸町は、まち・ひと・しごと創生青森県総合戦略及びデジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生七戸町総合戦略に基づき、七戸町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、青森県と共同して実施するあおもり移住支援事業（あおもり移住支援事業実施要領第4に定める事業をいう。以下同じ）において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から七戸町に移住した者に対し、予算の範囲内において七戸町移住支援金を交付することとし、その交付については、あおもり移住支援事業実施要領、七戸町補助金等の交付に関する規則（平成17年3月31日規則第42号）及びその他法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

### (交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき、最大100万円を加算する。

### (対象者要件)

第3条 申請時において、次の(1)の要件を満たし、かつ(2)から(5)までのいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては(6)の要件を満たす申請者を対象とする。

#### (1) 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

##### (ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令都市を除く。）、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- ② 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）
- ③ 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

##### (イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 申請日において、転入後 1 年以内であること。
- ② 七戸町に、申請日から 5 年以上、継続して居住する意志を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人であること、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ 申請者は、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が 5 年以上経過し、18 歳以上となり、青森県及び七戸町が認める場合を除く。
- ④ その他青森県又は七戸町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が青森県内に所在すること。
- (イ) 就業先が、青森県が移住支援金の対象としてマッチングサイト（青森県が開設・運営する、東京圏の求職者に対して訴求力の高いインターネットサイト「あおもりジョブ」をいう。以下同じ。）に掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
- (エ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記（イ）の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人等に、移住支援金の交付の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意志を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者で、次の掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が青森県内に所在すること。
- (イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提で

ないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週 20 時間以上テレワークを実施すること。
- (ウ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 関係人口に関する要件

次に掲げる（ア）又は（イ）の要件のいずれかに該当し、かつ、（ウ）又は（エ）の要件のいずれかに該当すること。

- (ア) 本町への転入前に七戸町移住体験支援事業を経験していること。
- (イ) 本町の出身若しくは過去に本町に住民登録があった者であること。
- (ウ) 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項の規定により農業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）であること。
- (エ) 農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 第 1 項の規定により青年等就農計画の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）であること。

(5) 起業に関する要件

申請日において、青森県起業支援事業における起業支援金の交付決定を受けた日から 1 年以内であること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (イ) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が申請日において、同一世帯に属していること。
- (エ) 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、申請日において転入後 1 年以内であること。
- (オ) 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第 4 条 移住支援金の交付申請者は、令和 8 年 1 月 16 日までに、移住支援金交付申請書（様式 1）、及び本人確認書類に加え、第 3 条（1）の要件を満たし、かつ（2）から（5）までの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては（6）の要件を満たすことを証する、それぞれ次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 移住に関する書類

- (ア) 本人確認ができる書類
- (イ) 移住支援金の交付申請時における住民票
- (ウ) 移住前の在住期間及び在住地がわかる住民票又は戸籍関係書類
- (エ) 退職した企業での就業証明書、退職証明書、離職票等、移住元での在勤地・就業期間を確認できる書類
- (2) 就業に関する書類
  - (ア) 移住先における就業先企業等（テレワークの場合は所属先等）の就業証明書（様式2、様式3又は様式4）
  - (イ) テレワーク要件（個人事業主）の場合は業務委託契約書（移住前に契約したもの）及び開業届の写し
- (3) 関係人口に関する書類
  - (ア) 本町の出身若しくは過去に本町に住民登録があった者であることを証する書類（第3条（4）（イ）に該当する場合のみ）
  - (イ) 認定農業者である場合は農業経営改善計画認定証の写し及び農業経営改善計画の写し
  - (ウ) 認定新規就農者である場合は青年等就農計画認定証の写し及び青年等就農計画の写し
- (4) 起業に関する書類
  - 起業支援金の交付決定通知書の写し
- (5) 世帯に関する書類
  - 移住元及び申請日において同一世帯であることがわかる住民票
- (6) その他町長が必要とする書類

（交付決定の通知）

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは交付の決定をし、速やかに移住支援金交付決定通知書（様式5）により、当該申請者に通知する。

2 前項の審査の結果、移住支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

（移住支援金の請求）

第6条 前条の規定による交付の決定を受けた者が移住支援金の交付を受けようとするときは、すみやかに移住支援金請求書（様式6）を町長に提出しなければならない。

（報告及び立入調査）

第7条 移住支援金の交付の決定を受けた者は、以後5年間に於いて毎年度、就業・居住状況報告書（様式7）を町長に提出しなければならない。ただし、町長が提出を不要と認めたときはこの限りではない。

2 青森県及び七戸町は、あおり移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、あおり移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第8条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、青森県内の他市町村への転出については返還を求めないものとするが、青森県内の他市町村へ転出し、その後他の都道府県に転出した場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に七戸町から県外に転出した場合

(ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 企業支援事業における企業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に七戸町から県外に転出した場合

(移住支援金の返還免除)

第9条 移住支援金の交付の決定を受けた者は、前条に規定する返還要件に該当するに至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、移住支援金返還免除申請書(様式8)及び返還免除理由を証する書類により町長に返還の免除を申請できるものとする。

2 町長は、前項の申請があったときは、返還免除の可否について移住支援金返還免除協議書により青森県へ協議するものとする。

3 町長は、青森県の同意後、返還免除の可否に係る決定内容を移住支援金返承認通知書(様式9)又は移住支援金返還免除不承認通知書(様式10)により当該申請者に通知するものとする。

(返還請求に係る情報共有)

第10条 七戸町は、移住支援金の交付を受けた者が転出した場合、又は移住支援金の交付を受けた者が七戸町に転入し、その後転出した場合において、関係市町村と居住情報を共有するとともに、返還請求を行う事案が生じた場合は、速やかに青森県と情報共有するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、青森県と七戸町が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月16日から施行し、令和7年4月1日から適用する。